

議案第52号

大阪市職員定数条例の一部を改正する条例案

大阪市職員定数条例（昭和27年大阪市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「交通局及び」を削り、「16,400人」を「16,300人」に、「2,740人」を「2,790人」に改め、同項中第2号を削り、同項第3号中「1,500人」を「1,450人」に改め、同号を同項第2号とし、同項中第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「第1項第4号から第8号まで」を「第1項第3号から第7号まで」に改める。

第3条中「及び第3号」を削り、「第4号及び第5号」を「第3号及び第4号」に、「第6号」を「第5号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月23日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

交通事業の廃止及び本市の事務事業の再構築に伴い、職員の定数を変更するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市職員定数条例 (抄)

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

(1) 市長の補助機関たる職員 (交通局及び水道局の職員を除く。)

$\frac{16,400人}{16,300人}$ (うち2,740人は、社会福祉法 (昭和26年法律第45号) 第14条第1項の福祉に
2,790人)

関する事務所の職員とする。)

(2) 交通局の職員

5,900人

(3) 水道局の職員

(2)

$\frac{1,500人}{1,450人}$

(4) - (9) 省 略

(3) (8)

2 省 略

3 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第180条の3の規定により職員の融通を行う場合においては、第1項第4号から第8号までに掲げる職員の定数を加えたものをもって同項第1号に掲
第3号 第7号

げる職員の定数とすることができる。

(職員の定数の配分)

第3条 前条第1項各号に掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分は、第1号については市長、

第2号及び第3号については管理者、第4号及び第5号については教育委員会、第6号以下に
第3号 第4号 第5号

については、それぞれ選挙管理委員会、監査委員、人事委員会及び消防長がこれを定める。